

## 告 示

### 埼玉県告示第千十二号

令和二年埼玉県告示第百九十七号（建築物エネルギー消費性能認定申請手数料のうち住宅部分の共用部分の床面積を除く建築物）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和四年九月二十七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

告示中「別表都市整備部の項第百二十四号金額の欄ハ」を「別表都市整備部の項第百二十五号金額の欄ハ」に改める。